

よくある質問

Q & A

Q AED(自動体外式除細動器)とはどのようなものですか?

A 心臓に電気ショックを与える機器です。心臓が心室細動という不整脈を起こしている(心肺停止状態となっている)人に使用することで、心臓の動きを元に戻す機能があります。



Q 心肺蘇生法の実施やAEDの使用は一般の人でも行えるのですか?

A 特別な資格がなくても、誰でも実施・使用できます。また、音声ガイダンスに従って実施していれば、AED自体が電気ショックの必要性を判断し、不要なショックを与えることはありませんので、安心して使用してください。

音声ガイダンスで安心

Q 心肺蘇生法の実施やAEDの使用が失敗した場合、責任を問われるのですか?

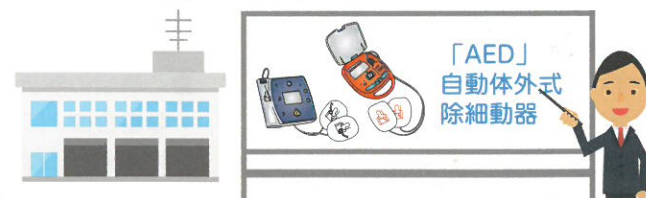
A 一般の人が、心肺蘇生法の実施やAEDを使用した場合、悪意や重過失がなければ罪に問われることはありません。



責任...不安...

Q 講習はどこで受けられますか?

A 各市町村の消防や日本赤十字社で実施していますので、住所地または勤務地のある各市町村消防か日本赤十字社にお問い合わせください。



「千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」の内容など、詳細については、県ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

千葉県健康福祉部医療整備課

TEL 043-223-3886

FAX 043-221-7379

AED・心肺蘇生法 について学びましょう

AEDを知っていますか?

AED(automated external defibrillator)は、日本語では、「自動体外式除細動器」といい、心臓が心室細動という不整脈を起こしている(心肺停止状態となっている)人に使用することで、細動を取り除き心臓の動きを元に戻す医療機器です。

一般の人でも簡単に使用することができ、心肺蘇生法(内面参照)と合わせて実施することで、生存率を大幅に上昇させることができます。

現在、県内には、9,000台以上のAEDが設置されていますが、使用方法や設置場所の認知度、使用率は決して高いとは言えません。

ひとりでも多くの方の命を救うためには、県民の皆様へAEDの使用方法や心肺蘇生法(救命処置)について知っていただき、実際に行っていただくことがとても大切です。



県民の皆様へ

急な心停止は、お年寄りや病気の人に限ったものではありません。若くて健康な方でも突然起こってしまう可能性があります。

あなたの周りの人を救うために、勇気を持って救命処置を行ってください。

いざという時に自信を持って救命処置ができるように講習を受講しましょう。講習については、住所地または勤務地のある各市町村消防か日本赤十字社にお問い合わせください。

事業者の皆様へ

AED本体には耐用年数が、電極パッドやバッテリーには使用期限がありますので、いざというときにAEDが正しく作動するように、日常的にAEDの保守点検を実施いただくようお願いします。

また、AEDの設置にあたっては、設置場所をわかりやすく表示していただくほか、AEDの新規設置や撤去等がされた場合は県に届け出ていただくようお願いします。詳しくは県ホームページをご覧ください(お問い合わせ先等については裏表紙をご覧ください)。